



雲南市まちづくり基本条例 附属資料

地方分権がすすみ、「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点がこれまで以上に求められています。

雲南市まちづくり基本条例とは、こうした時代にふさわしいまちづくりをすすめるため、市民・議会・行政それぞれの役割や、市民参加のルール、行政の仕事のすすめ方など雲南市独自の基本ルールを定めたものです。

平成20年（2008年）

この附属資料は、「まちづくり基本条例の制定に向けた提言」や、まちづくり推進懇話会議での議論をもとに作成しています。

— 目 次 —

1. まちづくり基本条例制定の背景と必要性
  - (1) 地方分権への対応
  - (2) 地方財政の構造変化
  - (3) 住民意識の変化
  - (4) 地方自治法等の既存法の不足
2. これまでの流れ
  - (1) まちづくり市民案
  - (2) まちづくり基本条例の制定に向けた提言
3. 雲南市まちづくり基本条例の構成
4. 雲南市まちづくり基本条例の解説

## 1. まちづくり基本条例制定の背景と必要性

### （1）地方分権への対応

国と地方は「対等・協力」の関係に変化し、「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点が、これまで以上に求められるようになりました。

### （2）地方財政の構造変化

国の三位一体の改革をはじめとする、財政改革の影響により、効果的・効率的な公共サービスの選択が、これまで以上に求められるようになりました。

### （3）住民意識の変化

まちづくりに対する住民ニーズが多様化・高度化し、これからのまちづくりでは、市民やコミュニティなどが主体的に関わることが、これまで以上に求められるようになりました。

### （4）地方自治法等の規定法の不足

地方自治に関する基本事項は「地方自治法」で定められています。しかし、市民参加や協働など、今日では当たり前と思われる事項に関する規定がないため、それを補う制度構築が、これまで以上に求められるようになりました。

## 2. これまでの流れ

### （1）まちづくり市民案

雲南市発足以来、地域自主組織を核に、市民自ら地域の課題に取り組むさまざまな活動が展開されるとともに、「地域委員会」や「まちづくり会議」をはじめとする各種委員会への市民参加などにより、協働をキーワードとしたまちづくりが進められています。また、まちづくり会議からの『まちづくり市民案』をもとに策定された「雲南市総合計画」には、協働のまちづくりを確立していくために、まちづくり基本条例を制定することが明記されました。

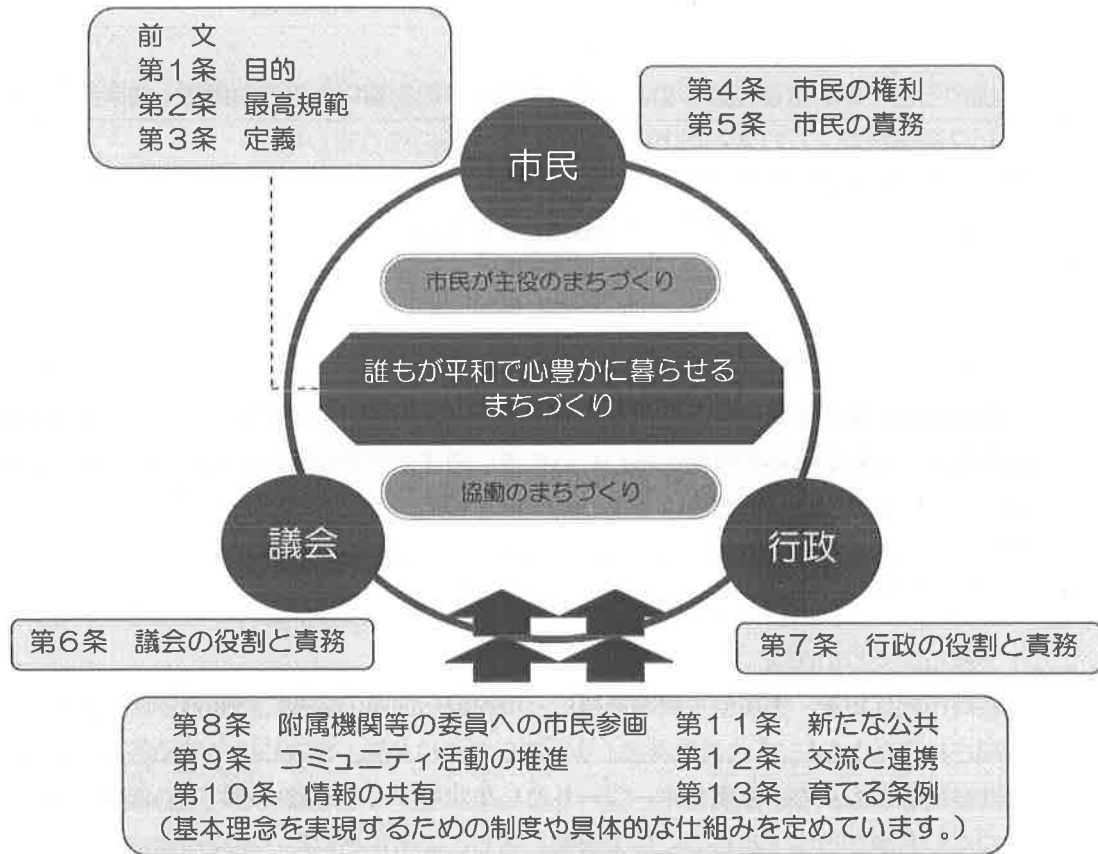
### （2）まちづくり基本条例の制定に向けた提言

まちづくり基本条例の制定に向けた検討を行うため設置された「まちづくり推進懇話会」では、約 1 年にわたりこれからの時代にふさわしい市民と議会及び行政の関係を問い直し、協働のまちづくりを推進する仕組みは如何にあるべきかについて議論が重ねられました。

その結果、「自己決定」「自己責任」というまちづくりの基本原則をふまえながら、雲南市における新しいまちづくりの動きをより大きなものとしていくため、全国画一の共通ルールである地方自治法に加え、市民参加やまちづくりにおける雲南市独自の基本ルールを定める「まちづくり基本条例」を制定するべきと判断され、条例素案を盛り込んだ『まちづくり基本条例の制定に向けた提言』が行われました。

3. 雲南市まちづくり基本条例の構成

前文と 13 条からなる条文で構成しています。



#### 4. 雲南市まちづくり基本条例の解説

##### 雲南市まちづくり基本条例

私たちの愛する雲南市には、  
清らかな水と緑の 「豊かな自然」  
銅鐸やたたらをはじめとした 「誇るべき歴史遺産」  
恵まれた風土によって育まれた 「豊かな食文化」  
世代を越えた 「地域の和」  
などの、たくさんの恵みがあります。

私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきたこの恵みを大切にしながら、「平和を」の精神を尊重し、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。

まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。

##### 【解説】

前文は、雲南市が目指すべきまちづくりの姿（理念）と、その実現のために基本となる考え方を分かりやすく示しています。

まず、雲南市ならではの前文とするため、雲南市の恵み（魅力）の中から代表的なものを掲げています。これは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきたものであり、私たちにとっての誇りです。

いま、地方分権や少子高齢化が叫ばれ、さまざまな社会問題への対応が求められる時代にあって、私たちが目指すべきまちづくりの姿（理念）は、この恵み（魅力）を確実に次世代に継承するとともに、永井隆博士の「平和を」の精神に基づいた、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」であると考えます。

まちづくりとは、日々の暮らしそのものであり、主役となるのは市民です。そして、「自らできることは自ら取組む」といった意思のもと、市民自らが地域の課題に取り組むことで、さらに住み良いまちづくりを実現していかなければなりません。

このようなまちづくりの理念を、市民、議会及び行政が共通の認識として持つことにより、住民自治の実現と協働のまちづくりが推進されることを願い、雲南市まちづくり基本条例を制定するものです。

##### 【補足】

「私たち」

一人ひとりの私や、地域自主組織、まちづくりグループ、議会、行政などの多様な主体を表しています。

「誰もが平和で心豊かに暮らせるまち」

生をまっとうできる社会、安全で安心なまち、などの、私たちが共通の認識としてもつ雲南市が目指すべきまちの姿を表しています。

（目的）

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

【解説】

第1条は、この条例が何のためにつくられるか、また、各条文に共通する考え方を示しています。

まず、この条例では、雲南市が目指すべきまちづくりの姿（理念）を明らかにしています。そして、その実現に向けて、まちづくりを担う私たちの役割や責務などの基本的な考え方や仕組みなどを定めることによって、協働のまちづくりを推進することが目的であることを明らかにしています。

（最高規範）

第2条 市民、議会及び行政は、まちづくりの推進にあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めます。

【解説】

第2条は、この条例の位置づけを示しています。

議決要件を重くすることなどによって、個別条例の優位性を規定することはできないこととされていますが、市民、議会及び行政が雲南市のまちづくりの推進にあたり、この条例を最大限に尊重することによって、この条例を「最高規範」に位置づけることを明らかにしています。

このことにより、本条例の理念にそった市政運営を行うとともに、新たに条例等を制定する場合などに、本条例との整合性を図らなければならないこととなります。

（定義）

第3条 この条例において用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとりが意識を高め合い、役割と責任を担い合いながら共通の目標に向かって取り組むこと。
- (2) コミュニティ 心豊かに安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民が互いに助け合い、行動するために自主的に結ばれた組織及び集団
- (3) 新たな公共 公共サービスの多様化が求められるなかであって、行政に限らず市民をはじめとする多様な主体によって担われる公共の領域

【解説】

第3条は、この条例で使う言葉のうち、意味を共有しておきたい重要な言葉について、その定義を示しています。

（市民の権利）

第4条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得する権利を持ちます。

3 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持ちます。

（市民の責務）

第5条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、お互いを認め合い、意見を尊重するとともに、自らの発言と行動に対して責任を持ちます。

3 市民は、次代を担う子どもたちが、夢と希望をいただくことができる良好な環境を創出するよう努めます。

【解説】

第4条及び第5条は、まちづくりの推進にあたり、市民が担う役割や果たすべき責務を示しています。

地方自治法第10条〔住民の意義及び権利義務〕では、〈住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う〉と、権利と同時に義務があることが定められています。しかし、雲南市のまちづくりの推進にあたり、もう少し分かりやすい約束が必要と考え、市民自らが行動するための基本となる、権利と責務を明らかにしています。

第4条第1項は、まちづくりの主体となるのは市民であり、全ての市民にまちづくりに参加する権利があるということを明らかにしています。

まちづくりに対しての関心と権利の行使を求める意味から、参加という表現としました。なお、まちづくりへの市民参加は必要不可欠であるものの、強制されるものでは決していないことから、参加しないことを理由に不利益などを受けることがあってはなりません。

第4条第2項は、市民が自ら考え、自ら行動するためには、市民に対しての情報提供が十分に提供されることはもちろんのこと、市民自らも必要とする情報を得ようと努めることが必要であることを明らかにしています。

第4条第3項は、子どももまちづくりを担う一員であることから、それぞれの年齢に応じた、まちづくりに参加する権利を明らかにしています。

子どもの権利条約（注）第12条では、意見を表す権利として、〈自由に自分の意見を表す権利をもち、その意見は、子どもの発達に応じて、十分に考慮されなければならない〉と、子どものまちづくりに参加する権利が定められています。なお、子どもの定義は、民法の成年の規定に準じています。

（注）子どもの権利条約

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約であり、1989年に国連

雲南市まちづくり基本条例（平成 20 年 10 月 10 日 条例第 36 号）

総会において採択され、日本は 1994 年にこの条約を批准しています。

第 5 条第 1 項は、前文で掲げたまちづくりの原点をあらためて確認しています。まちづくりにあたって、市民一人ひとりがそのことを自覚し、積極的な参加に努めていこうという姿勢を明らかにしています。

第 5 条第 2 項は、まちづくりを担う多様な主体の存在やそれぞれの価値観を認め合いながら、まちづくりの推進に関わることが重要であり、そのことは、自らのためであり、雲南市の将来のためにもなることを明らかにしています。

第 5 条第 3 項は、次代を担う子どもたちが、このまちに住んでいたい、住み続けたいと思えるような、より良い環境の創出に向けて積極的な取組みを行う姿勢を明らかにしています。

【補足】

「環境」（第 5 条第 3 項）

豊かな自然のみならず、人と自然に育まれながら多くの人々によって受け継がれてきた、伝統や文化など、雲南市の有するたくさんの恵みを含む、雲南市そのものを表しています。



（議会の役割と責務）

- 第6条 議会は、市民の代表により構成される市の議決機関として、市民の意思を尊重した意思決定に努めなければなりません。
- 2 議会は、積極的な情報公開や、市民との対話に努め、開かれた議会運営を行わなければなりません。
- 3 議員は、議会活動について、市民への説明責任を果たすとともに、公正かつ誠実に遂行し、市民の負託に応えなければなりません。
- 4 議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

【解説】

第6条は、議会は、市長とともに住民の直接選挙により選ばれた議員による代表機関であり、こうした時代のなかでの議会の役割が、ますます重要なものになっていくと考えること、まちづくりは、市民、議会及び行政の協働によってこそ成り立つものであることをふまえて、議会の担う役割や果たすべき責務を示しています。

第6条第1項は、地方自治法第96条〔議決事件〕に定める二元代表制の一役として議会の機能・役割（注）は、住民にとって非常に重要であり、意思決定に際して市民の意思が尊重されていることの重要性について明らかにしています。

（注）二元代表制の一役として議会の機能・役割

地方自治法に定められる、条例を制定する権限、市の方向性を意思決定する権限、行政活動を監視する権限が基本となりますが、それに留まらない議会の幅広い役割を包容して表しています。

第6条第2項は、まちづくりの推進には、議会と住民との信頼関係が結ばれていることが前提であり、市民の知る権利を保障するための情報公開や対話に努めるなど、開かれた議会運営に努める必要性を明らかにしています。

第6条第3項は、議員は、議会活動にあたり、まちづくりの課題や市民の思いを把握するとともに、市全体の公益を考えた判断によって、市民への説明責任や選挙で直接選ばれた責任を果たさなければならないことを明らかにしています。

第6条第4項は、分権型社会に対応していくためには、議会の役割は非常に重要であり、特に議員の政策立案に関する重要性を明らかにしています。

（行政の役割と責務）

第7条 市長は、住民福祉の向上を図るため、次に掲げることに基づいて、計画的かつ効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えなければなりません。

- (1) 限られた資源の効率的かつ効果的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めること。
  - (2) 政策形成、実施、評価及び見直しの過程において、市民意見の把握と反映を行うこと。
  - (3) 市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと。
  - (4) 個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護を行うこと。
  - (5) 公平かつ透明性を確保した適正な行政手続を行うこと。
- 2 職員は、地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。
- 3 職員は、公正、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民との協働や市民活動間の連携を図られるように努めなければなりません。
- 4 職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めていかなければなりません。

【解説】

第7条は、市長は、議会とともに住民の直接選挙により選ばれる代表機関であり、市民の負託に応えるとともに、住民福祉の向上を図ることを目的として、その責務を果たすために守るべき基本的な考え方や仕組みを示しています。

また、行政職員は、地方自治法では〔長の補助機関〕と位置づけられており、一般的に、職員は市長を補助するため行動することとされていますが、職員が果たす役割の大きさから市民が期待する職員像を示しています。

第7条第1項では、基本的な考え方のもとになる、既存条例等を明らかにしています。

- (1) 財政運営については、地方自治法第9章〔財務〕のほか、地方財政法により、健全な運営に努める旨の基本原則と、その運営にあたっての詳細を明らかにしています。
- (2) 行政評価、市民参画（既存市独自条例-雲南市パブリック・コメント制度実施要綱）
- (3) 情報公開、説明責任（既存市独自条例-雲南市情報公開条例）
- (4) 個人情報保護（既存市独自条例-雲南市個人情報保護条例）
- (5) 行政手続き（既存市独自条例-雲南市行政手続条例）

第7条第2項は、職員は、自らもまちづくりを担う一員であることを自覚するとともに、率先してまちづくりの実践に努め、市民としての責務を果たすことの必要があることを明らかにしています。

第7条第3項は、職員は、全体の奉仕者（地方公務員法第30条のサービスの根本基準）であることを自覚し、強い意志を持ち職務を遂行することはもちろん、市政運営のスペシャリスト、協働のまちづくりのコーディネーターとして、まちづくりの推進に取り組むことの必要性について明らかにしています。

第7条第4項は、職員は、職員としての役割と責務を果たすため、自らの責任において業務遂行能力をはじめとした各種能力の向上に努めなければならないことを明らかにしています。

（附属機関等の委員への市民参画）

第8条 市長は、審議会その他の附属機関等（以下、「附属機関等」という。）の委員には、公募による委員を選任するよう努めなければなりません。

2 市長は、附属機関等の委員の選任については、幅広い人材を選出するよう努めなければなりません。

【解説】

第8条は、地方自治法に基づく〔附属機関〕について、市の意思形成の過程におけるその役割の大きさから、市民参画のひとつの手法として示しています。

第8条第1項は、市民参画を拡充する手法として、附属機関等の委員については、公募による委員を選任することを明らかにしています。

第8条第2項は、第1項に規定する委員の選任にあたっては、これまでの委員の選定に際し、委員になる方に偏りがあることなどをふまえ、なるべく多くの市民が参画できるよう、男女の比率や他の附属機関等との重複も考慮して、幅広い人材を選出することを明らかにしています。

（コミュニティ活動の推進）

第9条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域自主組織等によるコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市長は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するよう努めなければなりません。

【解説】

第9条は、市民が主役のまちづくりの要となるコミュニティ活動の推進に向けて、市民が自主的に公共・公益的活動を地域で実践していく姿勢、また、コミュニティを守り育てるための支援の考え方について示しています。

第9条第1項は、地域自主組織やまちづくりグループを核としたまちづくりがすすめられています。こうしたコミュニティの推進をさらに図るため、市民のより積極的な参加の必要性を明らかにしています。

第9条第2項は、コミュニティ活動は行政が主導するものではなく、自主性や自立性が最大限尊重されることはもちろん、必要のある場合のみ支援をするという、市長の姿勢について明らかにしています。

【補足】

「地域自主組織等」（第9条第1項）

公共・公益活動には、地縁型のコミュニティや、テーマ型のコミュニティ、個人でのボランティア活動などもあることから、地域自主組織「等」と表しています。

「支援」（第9条第2項）

財政的なものだけでなく、情報、人材や学習機会の提供などを含んだものとして表しています。

（情報の共有）

- 第 10 条 市民、議会及び行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有しなければなりません。
- 2 議会と行政は、市民の知る権利を保障するため、文書を適正に管理しなければなりません。

【解説】

第 10 条は、まちづくりの基本理念を実現するためには、多様な主体がまちづくりに関する情報を共有していることが大前提であることから、それぞれの姿勢について示しています。

第 10 条第 1 項は、多様な主体が、同じ目標に向かって取り組むための大前提である、それぞれが対等な立場に立ってまちづくりについて語り合う（役割を發揮できる）環境をつくるため、また、多くの活動が、より多くの人に開かれたものとなるための、情報共有の重要性を明らかにしています。

第 10 条第 2 項は、市民の知る権利の保障はもちろん、多様な主体の共有財産である文書の適正管理について明らかにしています。このことにより、過去と未来の情報共有も図ります。

【補足】

「情報」（第 10 条第 1 項）

行政から発信されるものだけでなく、市民から発信される（市民相互間の）情報など、たくさん情報を包容したものとして表しています。

（新たな公共）

第 11 条 市民、議会及び行政は、自らの権利と責務のもと、協働によるまちづくりを實踐し、新たな公共を創造するための活動に努めます。

2 市民は、その自主性及び自己の責任に基づいて、公共サービスの提供を担うことができます。

3 市長は、市民が公共サービスの提供を担うための環境整備に努めるとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講じなければなりません。

【解説】

第 11 条は、多様な主体が、協働のまちづくりを推進しながら、さまざまな活動と協力・連携して地域課題の解決に取り組み、新たな公共の形成に努めることの必要性について示しています。

第 11 条第 1 項は、これまでのように、行政に委ねられてきた公共から、市民、議会及び行政が協働によって創り育てる公共が築かれつつあり、こうした公共の領域を、それぞれの役割分担のもと創っていかねばならないことを明らかにしています。

第 11 条第 2 項は、新たな公共における公共サービスの担い手でもある、市民が、その特性（例えば、地域自主組織、まちづくりグループ、NPO といったコミュニティなどの持つそれぞれの長所）を活かすことによって、住民ニーズに対応した公共サービスの提供と社会的・地域的な課題の解決を進めることを明らかにしています。

第 11 条第 3 項は、市長の、市民が公共サービスを担うことができる施策を講じることの必要性について明らかにしています。

【補足】

「新たな公共」（第 11 条第 1 項）

今までは私事であった事柄が、時代や社会状況の変化により行政も関わりを持つようになった領域（高齢者福祉・配食サービス・福祉バスの分野等）なども含むものとして表しています。

（交流と連携）

第 12 条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国や県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。

【解説】

第 12 条は、広域的な課題に対応するために、まちづくりに市外の人々の意見を取り入れるとともに、他の団体と連携しながら、まちづくりの推進を図ること示しています。

第 12 条第 1 項は、まちづくりの推進には、広域的な人との繋がりや協力を得るために、自ら働きかける必要があることを明らかにしています。

第 12 条第 2 項は、道路網の整備や安全・安心なまちづくりに向けた広域的な課題への対応や、分権型社会に対応するために、各種制度改正を含めた主張をしていかなければならないことを明らかにしています。

（育てる条例）

第13条 市民は、この条例をまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて常に実効性のある条例となるようつくり育てていきます。

【解説】

第13条は、この条例の検討及び見直しについて示しています。

まちづくり基本条例は、最高規範性があるからこそ、時代にマッチしたものになっているかどうか、形だけのものになっていないかなど、雲南市のまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証していく必要があります。そこで、この条例を「育てる条例」として位置付け、市民参加のもとで、条例の実効性を保障していくとともに、必要に応じ適切な措置を講じることを明らかにしています。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

# 高松市自治基本条例 逐条解説

高 松 市

平成26年6月25日 第3版





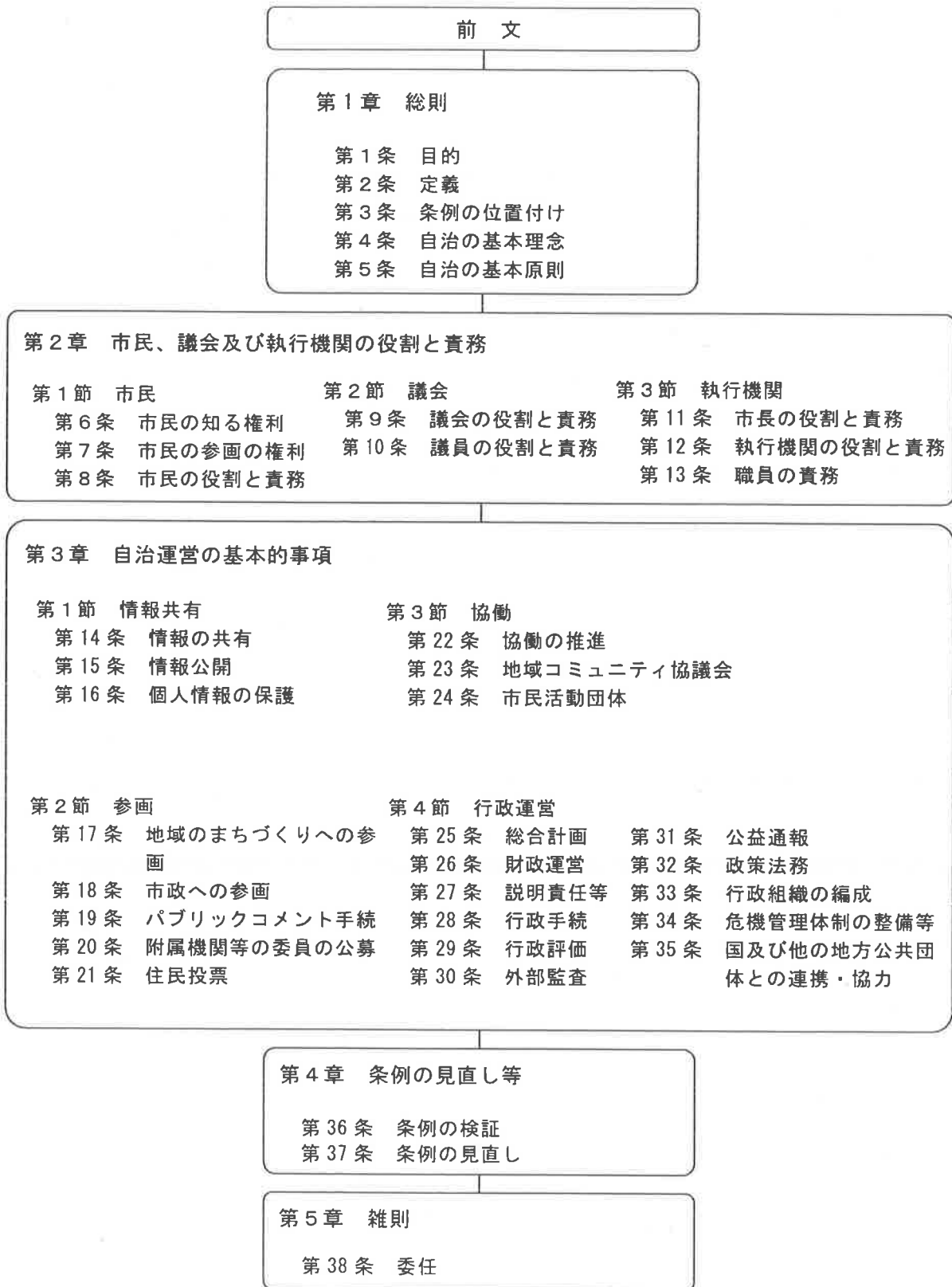
## 目 次

条例の構造	1
前文	2
第1章 総則	4
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第3条 条例の位置付け	7
第4条 自治の基本理念	8
第5条 自治の基本原則	9
第2章 市民、議会及び執行機関の役割と責務	10
第1節 市民	10
第6条 市民の知る権利	10
第7条 市民の参画の権利	11
第8条 市民の役割と責務	12
第2節 議会	13
第9条 議会の役割と責務	13
第10条 議員の役割と責務	15
第3節 執行機関	16
第11条 市長の役割と責務	16
第12条 執行機関の役割と責務	17
第13条 職員の責務	18
第3章 自治運営の基本的事項	20
第1節 情報共有	20
第14条 情報の共有	20
第15条 情報公開	21
第16条 個人情報保護	22
第2節 参画	23
第17条 地域のまちづくりへの参画	23
第18条 市政への参画	24
第19条 パブリックコメント手続	25
第20条 附属機関等の委員の公募	26
第21条 住民投票	27
第3節 協働	28
第22条 協働の推進	28
第23条 地域コミュニティ協議会	29
第24条 市民活動団体	31

第4節	行政運営	32
第25条	総合計画	32
第26条	財政運営	33
第27条	説明責任等	34
第28条	行政手続	35
第29条	行政評価	36
第30条	外部監査	37
第31条	公益通報	38
第32条	政策法務	39
第33条	行政組織の編成	40
第34条	危機管理体制の整備等	41
第35条	国及び他の地方公共団体との連携・協力	42
第4章	条例の見直し等	43
第36条	条例の検証	43
第37条	条例の見直し	44
第5章	雑則	45
第38条	委任	45



# 高松市自治基本条例の構造



## 前 文

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海や讃岐山脈の山々の自然に恵まれ、県都として、また、四国の中心都市として発展を続けてきました。このまちに住む私たちには、先人たちがたゆまぬ努力によってつくりあげた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、大切な財産として受け継がれています。

私たちは、豊かな自然と都市機能が調和したこの高松を、「高松市民のねがい」に込められた明るく住みよいまちとして、また、すべての人に基本的人権が保障され、あらゆる分野において、その個性と持てる能力を十分に発揮できるまちとして、さらに、豊かな人間性と創造性をはぐくむ文化を発展させ、生きる喜びと潤いを感じられるまちとして、将来に引き継いでいかなければなりません。

このためには、私たち市民一人一人がまちづくりの担い手であることを自覚して、市政及び地域の課題の解決に積極的に取り組むとともに、市民、議会、行政が適切な役割分担の下、多様な協力関係を構築し、参画と協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちはここに、自治の基本理念を共有し、地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくるとともに、心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくりを推進するため、高松市自治基本条例を制定します。

### 【解説】

前文とは、重要な法令や条例において、その制定趣旨、理念、目的等を述べるものとされ、制定の意義を明らかにするものです。高松市自治基本条例は、本市の自治運営に関する基本事項を定める重要な条例であるため、前文を設けています。

分権型社会の進展により、市民や行政の多様なパートナーシップによる、地域自らのまちづくりを推進していくことが重要です。そのため、本市のこれまでの歴史を踏まえ、新たな自治の第一歩を刻むものとして、高松市自治基本条例を制定し、地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」を実現することのできる、自主的・自立的な地方自治を確立することを明らかにしています。

また、これからは、行政も市民も一緒になって、私たちのまち「高松」を、活力のある、みんなが誇れるまちにしていこうという決意のメッセージとしての意味を有するものです。

各段落では、以下の内容を表現しています。

第1段落 まちの歴史や文化

第2段落 まちの理想の姿

- 第3段落 その理想の姿実現のために具体的に必要なもの  
第4段落 条例を制定する決意

なお、第2段落にある「高松市民のねがい」は、本市の市制施行90周年という節目の年をきっかけに、“いっそう豊かで明るく住みよい高松”を築きあげようと、市民総ぐるみのまちづくり運動の共同目標・合い言葉として、昭和55年9月25日に制定されたものです。本市では、この「高松市民のねがい」を市民憲章として位置付けていることから、そのねがいに込められたまちの姿を、この前文において目指すべきまちの姿の一つとしており、高松市自治基本条例は、その姿を実現するための、まちづくりの基本的なルールを定めたものとしています。

### 【参考】

高松市民のねがい

緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島

わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ

あすに伸びゆく高松市の市民です

四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは

わたくしたちみんなのねがいです

そのために わたくしたちは 誓って次のことにつとめます

- 1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり
- 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり
- 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり
- 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり
- 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり

(昭和55年9月25日制定)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、高松市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割と責務並びに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

### 【解説】

第1条は、この条例が規定している内容と、本市が目指す自治を示すことにより、この条例を制定する目的を明らかにしています。

条例の目的は、「市民主体の自治の実現を図る」ことであり、この実現に向けて、特に重要な項目を列挙しています。

重要な項目は、本市の自治の基本理念（第4条）、自治の基本原則（第5条）、市民、議会及び執行機関の役割と責務（第2章）、参画（第3章第2節）、協働（第3章第3節）です。

これにより、憲法及び地方自治法に規定する「地方自治の本旨」、いわゆる「団体自治」と「住民自治」につなげるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) 市 議会及び執行機関をいう。
- (4) 地域のまちづくり 市民が住みよい地域社会をつくるために地域の課題の解決に取り組む活動をいう。
- (5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。
- (6) 協働 市民と市が、又は市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。

#### 【解説】

第2条は、この条例を正しく解釈し、運用していくために、明確にしておかなければならない用語を定義しています。

##### (1) 市民

地方自治法第10条第1項に定める「住民」は、市の区域内に住所を有する自然人と法人をいいますが、この条例では、住民に加え、市内の事業所等に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で活動を行う個人や法人・団体も含めています。

市政や地域社会が抱える様々な課題を解決するためには、地方自治法にいう「住民」だけではなく、本市に関わりのある人や、事業者、市民活動団体等がまちづくりの主体となって、行政とパートナーシップを築きながら、住みよい地域社会づくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。

##### (2) 執行機関

それぞれ独自の執行権限を持ち、事務の管理や執行に当たって、自ら決定することができる機関をいいます。ここでは、地方自治法第138条の4に定める「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」と、地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者・病院事業管理者）を執行機関としています。

なお、地方公営企業の管理者は、その経営において、地方公営企業



の開設者である市長と同等の権限を持っていることから、執行機関として併記しています。

(3) 市

市議会と執行機関をいい、この2つを併せたものをもって、地方自治法第1条の3第2項に定める普通地方公共団体としての「市」全体を指すものとしています。

(4) 地域のまちづくり

市民が、自らの地域をよくするために、課題の解決に取り組むことをいいます。「まちづくり」には、地方公共団体が行うものと、地域住民等が行うものがあるため、「地域のまちづくり」と表現することで、地方公共団体が行う「市政」と対比するものとして定義しています。

(5) 参画

市民が、市の政策等の立案、実施及び評価の各過程に参加するだけでなく、住みよい地域社会をつくるための地域の課題の解決等に、責任を持って主体的に関与することをいいます。

「参加」よりも主体的に関与する度合いが強い言葉として定義しています。

(6) 協働

市民と市、また、市民一人一人が、互いに理解し、対等かつ自由な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目標を達成するために協力・連携しながら、共に取り組むことをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定改廃及び解釈運用又は計画等の策定及び変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

**【解説】**

第3条は、この条例と、自治及び市政の運営並びに他の条例等との関係を規定することにより、この条例の位置付けについて明らかにしています。

〈第1項〉

第1条に定めるとおり、この条例は、自治の基本理念や基本原則等、本市の自治運営の基本的な事柄について規定するものです。

市民及び市は、市民主体の自治の実現を図ることを念頭に置いて、まちづくりを進めていかななくてはなりません。

〈第2項〉

条例間に上下関係はありませんが、市は、他の条例等を制定・改正・廃止するとき、また、既存の条例等を解釈したり、運用するに当たっては、この条例の内容と整合を図らなくてはならないとしています。

(自治の基本理念)

第4条 自治の主権者は、市民とする。

2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。

3 市民及び市は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

**【解説】**

第4条は、市民と市の自治に対する姿勢や考え方を、自治の基本理念として規定しています。

〈第1項〉

市は、市民の意思に基づく自治を推進することとしています。

〈第2項〉

市が市政を推進するに当たっては、市民の信頼と負託にこたえるよう、市民一人一人の尊厳や自由を尊重すること、また、市政における意思決定等を行うときは、その内容や過程を市民に明らかにすることとしています。

〈第3項〉

市民と市は、地域のまちづくりの推進に当たっては、地域の個性や自立性を尊重することとしています。

(自治の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民の参画により市政運営及び地域のまちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働して市政及び地域の課題の解決に当たること。

**【解説】**

第5条は、前条に定める「自治の基本理念」を踏まえ、市民及び市が自治運営を行うに当たっての、3つの基本的な行動原則を規定しています。

(1) 情報共有の原則

参画や協働による自治運営を進めるためには、市民と市が同じ情報を持つことが前提となります。これは、市から分かりやすく情報が開示されるだけでなく、市民と市が相互に情報を共有するという、「情報公開」よりも踏み込んだものとなっています。

情報共有の詳細については、第3章第1節 情報共有（第14条～第16条）を参照してください。

(2) 参画の原則

市政運営と地域のまちづくりは、自治の主体である市民の主体的な関与によることとしています。

参画の詳細については、第3章第2節 参画（第17条～第21条）を参照してください。

(3) 協働の原則

市政及び地域の課題を解決していくためには、市民、議会そして執行機関がそれぞれの役割を認識しながら、補完性の原理に基づき、対等な立場で相互協力することとしています。

補完性の原理とは、「政策決定は、より影響を受ける市民・コミュニティ等に、より近いレベルで行われるべきだ」という原理、つまり、問題は、より身近なところで解決されなければならない」という考え方です。

協働の詳細については、第3章第3節 協働（第22条～第24条）を参照してください。

## 第2章 市民、議会及び執行機関の役割と責務

### 第1節 市民

(市民の知る権利)

第6条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。

#### 【解説】

第6条は、自治の主権者たる市民が、まちづくりに主体的に関わるため、その前提として有する権利のうち、市政に関する情報を知る権利について規定しています。

市民が市政運営に参画したり、協働をするためには、情報の共有をしておくことが必要であることから、「知る権利」を保障しています。

市民は、市が保有する情報の提供を受けることができます。(第14条) また、必要に応じて情報の公開を請求することができます。(第15条)

また、市民は、特定歴史公文書等を、高松市公文書館(国分寺支所2階平成26年度末開館予定)で特定歴史公文書等を利用することができます。

#### 関連条例等

高松市情報公開条例(平成12年高松市条例第39号)

高松市情報公開条例施行規則(平成13年高松市規則第3号)

高松市情報公開審査会規則(昭和61年高松市規則第37号)

高松市行政資料の閲覧等に関する規程(昭和61年高松市規程第16号)

高松市公文書等の管理に関する条例(平成25年3月27日条例第2号)

(市民の参画の権利)

第7条 市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政及び地域のまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画すること又は参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。

**【解説】**

第7条は、自治の主権者たる市民が、まちづくりに主体的に関わるため、その前提として有する権利のうち、市政及び地域のまちづくりに参画する権利について規定しています。

〈第1項〉

市民が、市政運営と地域のまちづくりに主体的に関わる「参画の権利」を保障しています。市民は、誰でも平等に、市政や地域のまちづくりに関わることができます。

〈第2項〉

市民の参画の権利は、市民の自主性に基づくもので、強制されるものではありません。参画すること、又はしないことを理由として、行政サービスを受ける権利を制限されるなど、不利益な取扱いを受けないことを明らかにし、参画する権利の自由な行使を保障しています。

参画には、地域のまちづくりへの参画（第17条）及び市政への参画（第18条）があります。

(市民の役割と責務)

第8条 市民は、自治の主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政及び地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。

2 市民は、参画の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

**【解説】**

第8条は、自治の主体である市民が果たすべき役割と責務について規定しています。

市民に対して権利とともに役割と責務を規定していることは、この条例の特徴でもあります。

〈第1項〉

市民は、市民自身が自治の担い手であることを自覚し、自ら主体性を持って課題の解決に取り組まなくてはなりません。

第7条の「市民の参画の権利」によって、参画する権利の自由な行使（参画する・参画しない）が保障されていますが、同時に、役割であることを規定しています。

〈第2項〉

市民は、市政運営や地域のまちづくりに積極的に関わるようにしなければなりません。また、市政運営や地域のまちづくりに関わるときは、公共の利益（市民全体の利益）のための視点に立たなくてはならず、自己の利益のみに固執してはいけません。

〈第3項〉

市民は、健全な市政運営に資するために、市税や使用料・手数料、受益者負担金等の経済的な負担の義務を果たさなくてはなりません。

また、選挙権を有する市民は、自らの意思表示を行うことができる最も重要かつ基本的な権利である選挙権を、積極的に行使することとしています。

## 第2節 議会

### (議会の役割と責務)

第9条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならない。

2 議会は、積極的に調査研究を行うなど政策形成機能の充実を図るとともに、市政運営に対する監視機能としての役割を果たすものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を市民に広く分かりやすく提供するなど、開かれた議会運営に努めなければならない。

### 【解説】

第9条は、市民の信託を受けた議事機関としての市議会が果たすべき役割と責務について規定しています。

地方公共団体は、憲法の規定により執行機関の長（市長）と議事機関である議会の議員を、それぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっていることから、市長と議会は独立・対等の関係にあり、相互の牽制と調和による緊張関係を保ちながら協力して市政運営に当たる責任を有しています。

#### 〈第1項〉

議会は、市民の代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければなりません。

議会の権限には、主に、議決権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条）、選挙権（同法第97条）、検査及び監査請求権（同法第98条）、意見書提出権（同法第99条）、調査権（同法第100条）及び同意権（同法第162条ほか）があります。

議決権 … 議会に与えられた権限の中心となるもので、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、その他法律等に定められている主な事項を決めます。

選挙権 … 議長・副議長や選挙管理委員会委員等を選挙します。

検査及び  
監査請求権 … 市の事務が議会で決めたとおりに行われているかどうか検査したり、監査委員に監査を求め、報告を請求します。

意見書提出  
権 … 市の公益に関する事柄について、国や県の関係機関及び国会に対し、意見書を提出することができます。

調査権 … 市の事務に関する調査を行い、必要によっては関係人の出頭・証言、記録の提出を求めます。



同意権 … 市長が、副市長・監査委員・教育委員会委員等を選任・任命するときに同意を与えます。

#### 関連条例等

- 高松市議会議員定数条例（昭和 56 年高松市条例第 26 号）
- 高松市議会定例会に関する条例（昭和 31 年高松市条例第 12 号）
- 高松市議会定例会招集について（昭和 49 年高松市告示第 81 号）
- 高松市議会委員会条例（昭和 34 年高松市条例第 30 号）
- 高松市議会会議規則（昭和 42 年高松市議会規則第 1 号）

#### 〈第 2 項〉

議会は、自ら調査研究を行うことで、政策を提案したり、市政運営の監視をするという役割があります。

#### 関連条例等

- 高松市議会活動費調査費の交付に関する条例（平成 13 年高松市条例第 1 号）
- 高松市議会活動費調査費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年高松市規則第 11 号）

#### 〈第 3 項〉

市民を代表する意思決定機関である議会が、市民への説明責任を果たしていくために、分かりやすく情報提供等をして、開かれた議会運営に努めなくてはならないとしています。「開かれた議会運営」には、本会議の公開等も含まれます。

なお、具体的な市民への情報提供の方法として、次のようなことを行っています。

- ・本会議の傍聴
- ・委員会の傍聴
- ・市議会広報紙「たかまつ市議会レポート」の発行
- ・市議会特別番組の制作・放映
- ・市議会ホームページ
- ・会議録検索システム
- ・ケーブルテレビによる議会中継
- ・インターネットによる議会中継

#### 関連条例等

- 高松市議会傍聴規則（平成 15 年高松市議会規則第 1 号）

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、前条に規定する議会の役割と責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、自己研さんに努めるとともに、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこたえるものとする。

**【解説】**

第10条は、市民の代表である市議会議員の果たすべき役割と責務について規定しています。

〈第1項〉

議員は、市政への市民の意思の反映、政策形成・監視機能の充実、市民への情報提供等、前条に規定する議会の役割と責務を踏まえ、市民の代表であることを常に自覚して、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

関連条例等

高松市議会議員政治倫理条例（平成18年高松市条例第74号）

高松市議会議員政治倫理条例施行規程（平成18年高松市議会規程第1号）

〈第2項〉

議員は、議会の政策形成・監視機能等の充実につながるよう、議員活動の中で、自己研さんに努めなくてはなりません。また、本市の将来を見据えた幅広い視野を持って地域の課題等に取り組むことで、市民の信頼と負託にこたえることとしています。

### 第3節 執行機関

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

2 市長は、自治の基本理念にのっとり、自治の推進及び市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

#### 【解説】

第11条は、高松市の代表者たる市長が、市政運営並びに自治の推進及び市民福祉の向上のために果たすべき役割と責務について規定しています。

〈第1項〉

市長は、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という重要な地位にあります。従って、市民の信託にこたえるために、市政全般にわたり、総合的な調整を行い、市長に与えられている権限を適正に行使し、責任を持って市政運営を行わなければなりません。

市長に与えられている権限とは、統括・代表権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第147条）、事務の管理・執行権（同法第148条・第149条）が代表的なものですが、他の執行機関の事務に属さない市の事務は、すべて市長が管理・執行します。

なお、市長は、補助機関（副市長、会計管理者、職員、専門委員）を置いて、事務を執行します。

関連条例等

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年高松市規則第44号）

高松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年高松市教育委員会規則第2号）

〈第2項〉

市長は、この条例に定める自治の基本理念（第4条）にのっとり、市政全般において、本市の自治の推進や市民福祉の向上に必要な施策を効果的・計画的に講じなければなりません。

なお、ここでいう市民福祉とは、高齢者福祉、児童福祉等の個別の分野ではなく、市民全体に共通する幸福・利益という意味です。

(執行機関の役割と責務)

第12条 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政及び地域のまちづくりを推進するものとする。

**【解説】**

第12条は、執行機関の行動規範を明らかにするとともに、市民主体の自治を推進するため果たすべき役割と責務を規定しています。

〈第1項〉

執行機関は、それぞれの権限が及ぶ事務を行うに当たり、公正かつ誠実に対応するとともに、行政組織における縦割りの弊害によって、行政運営が滞らないよう、相互の連携を図りながら、行政機能が最大限効果的に発揮できるようにしなければなりません。

執行機関の権限に属する事務とは、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務（地方自治法第138条の2）をいいます。

〈第2項〉

執行機関は、市政及び地域のまちづくりを推進するに当たり、参画と協働を基本とするよう努力しなくてはなりません。

(職員の責務)

- 第13条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、参画と協働による市政及び地域のまちづくりの推進に努めるものとする。

**【解説】**

第13条は、職員（地方公務員法（第25年法律第261号）第4条の「一般職に属する公務員」をいう。）の法令等に基づく行動規範を明らかにするとともに、市民主体の自治を推進するために果たすべき責務を規定しています。

〈第1項〉

職員は公務員の基本に立ち返り、「全体の奉仕者」であることを自覚するとともに、法令等を遵守し、公正かつ誠実に、さらには効率性も考慮しながら職務を遂行しなければなりません。

公務員の基本である「全体の奉仕者」については、日本国憲法（昭和21年11月3日公布昭和22年5月3日施行）第15条第2項に、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と、地方公務員法第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。このほか、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）といった義務が課せられています。

関連条例等

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年高松市条例第5号）

高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例

（平成24年12月26日条例第82号）

高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

（平成24年12月26日規則第92号）

〈第2項〉

地方分権型社会においては、前例を踏襲するだけでなく、地域の個性を生かした主体的な施策を積極的に展開することも重要になっています。

職員は、地域の個性を生かした主体的な施策を積極的に展開するために必要な幅広い視野、専門的知識及び技能の習得等、常に能力の向上に努めなくてはなりません。

本市では、平成21年2月に策定した「高松市職員人財育成ビジョン」に基づき、毎年「高松市職員研修計画」を策定し、いろいろな研修機会を提供することで、職員のキャリアアップを図っています。

〈第3項〉

職務の遂行に当たっては、参画と協働を基本とするよう努力しなくてはなりません。

協働事業の円滑な推進を図るため、平成20年度から協働推進員を各職場に配置し、23年度からは地域コミュニティ協議会単位でも配置しました。

これにより、市民からの協働の相談や提案等に対応するなど、市民と行政との協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

### 第3章 自治運営の基本的事項

#### 第1節 情報共有

(情報の共有)

第14条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

#### 【解説】

第14条は、参画と協働による市政運営を推進するための前提となる、市民と市の情報の共有について規定しています。情報の共有については、第5条に定める「自治の基本原則」にもあるように、自治運営のための基本原則の一つとなっています。

〈第1項〉

市は、自らが持つ「市政に関する情報」について、市民からの情報公開請求の有無にかかわらず積極的に提供し、参画と協働による市政運営のため、市民と市が同じ情報を共有するようにしなくてはなりません。

情報の提供に当たって、特に留意すべき点として、①多くの人に情報が伝達できるよう、多様な手段を用いること、②情報の受け取り側の立場に立って分かりやすく提供すること、③情報を提供する時機を逸しないこと、④個人情報保護すること（第16条）が挙げられます。

なお、本条でいう情報の提供は、市民からの請求に基づいて情報を提供する、第15条の情報公開とは意味が異なります。

〈第2項〉

執行機関は、所属の違い等により、市民と情報を共有するための手法等に差が出ないように、情報の提供や公表、会議の公開等の仕組みを整備し、情報の共有を総合的に推進しなくてはなりません。

(情報公開)

第15条 市は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。

**【解説】**

第15条は、市が市民に対して説明責任を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、情報公開の制度について規定しています。

情報公開制度は、市が保有している情報を、請求に基づき公開する制度です。市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責任を果たします。また、このことにより、市政への市民参加を促進し、市民と市との協働による公正で民主的な市政運営につながります。

ここでいう「別に条例で定めるところ」とは、「高松市情報公開条例(平成12年高松市条例第39号)」のことです。

なお、本条における情報公開は、市民からの情報公開請求の有無に関わらず情報を提供する、第14条の情報の共有とは意味が異なります。

関連条例等

高松市情報公開条例(平成12年高松市条例第39号)

高松市情報公開条例施行規則(平成13年高松市規則第3号)

高松市情報公開審査会規則(昭和61年高松市規則第37号)



(個人情報の保護)

第16条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。

**【解説】**

第16条は、前条において情報公開を規定する一方、市が個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について規定しています。

個人情報保護制度は、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、市が保有している自己の個人情報について、開示・訂正等を請求する権利を保障するものです。

個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいいます。

ここでいう「別に条例で定めるところ」とは、「高松市個人情報保護条例（平成10年高松市条例第7号）」のことです。

関連条例等

高松市個人情報保護条例（平成10年高松市条例第7号）

高松市個人情報保護条例施行規則（平成11年高松市規則第5号）

高松市個人情報保護審議会規則（平成10年高松市規則第49号）

高松市個人情報保護審査会規則（平成11年高松市規則第6号）

## 第2節 参画

(地域のまちづくりへの参画)

第17条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

### 【解説】

第17条は、市民が、地域のまちづくりに参画するに当たっての心構えについて規定しています。

第7条の「市民の参画の権利」によって、参画する権利の自由な行使（参画する・参画しない）が保障されていますが、ここでは、より積極的な取組を求めるものです。

市民は、一人一人が自治の担い手であることを自覚し、お互いに協力・連携しながら、主体的に地域のまちづくりに取り組むこととしています。

関連条例等

高松市安全で安心なまちづくりに関する条例

(平成15年高松市条例第27号)

高松市安全で安心なまちづくり推進協議会規則

(平成15年高松市規則第45号)

(市政への参画)

第18条 市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めなければならない。

**【解説】**

第18条は、市民が、政策の立案や実施等の各過程において、自発的・自主的に関わることができるよう、市政参画の機会を確保することを市の義務として規定しています。

市民の市政への参画の機会として、パブリックコメント手続（第19条）、附属機関等の委員の公募（第20条）、住民投票（第21条）を現在広く認められている一般的な手法として列挙していますが、これらの手法のみに捉われることなく、施策等の立案・実施・評価の各過程に応じ、適切かつ有効な手法を用いて市民参画の機会を提供しなくてはなりません。

関連条例等

高松市パブリックコメント手続要綱（平成16年9月13日施行）

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱

（平成9年4月1日施行）

高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱

（平成8年4月1日施行）

(パブリックコメント手続)

第19条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続（次項において「パブリックコメント手続」という。）を行うものとする。

2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

### 【解説】

第19条は、市民が執行機関の政策等の策定・決定過程に関与する機会を保障するため、市民の市政参画手段としてのパブリックコメント手続について規定しています。

〈第1項〉

執行機関が基本的な政策や重要な計画等を策定するときは、その意思決定前に、趣旨や内容等必要な事項を広く公表して、市民から意見等を募ることとしています。

〈第2項〉

執行機関は、市民からパブリックコメント手続によって提出された意見等を考慮して、政策等を最終決定します。また、その意見等に対する執行機関の考え方や修正の内容を市民に明らかにします。

「行政手続法（平成5年号外法律第88号）第38条～第45条」において『意見公募手続等』として規定されていますが、本市では『パブリックコメント手続』と規定しています。

関連条例等

高松市パブリックコメント手続要綱（平成16年9月13日施行）

(附属機関等の委員の公募)

第20条 執行機関は、附属機関等について、その委員の一部を公募により選任するものとする。

**【解説】**

第20条は、執行機関として、市政運営の透明性を確保するとともに、市政への市民の参画を推進するため、附属機関等の委員の公募について規定しています。

市政運営に関して、必要な審議・調査等を行うために附属機関等を設置する際には、審議等の透明性を高めるとともに、市政への市民参画を推進するため、委員のうち一部を公募によって選任することとしています。

関連条例等

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱

(平成9年4月1日施行)

高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱

(平成8年4月1日施行)

(住民投票)

第21条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定める。

3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

**【解説】**

第21条は、市民が市政に参画する手段としての、住民投票について規定しています。

〈第1項〉

住民は、選挙によって議員や市長を選び、市政は、この選挙で選ばれた代表者によって運営されています（間接民主主義・代表民主制）。

住民投票は、間接民主主義を補強するものとして、直接民主政治の理念に基づき、住民の意思を直接表すための制度です。

住民、議会、市長それぞれによる住民投票の発議については、地方自治法に規定されていますが、住民投票に関する事務を実施するという意味から、ここでは「市長は」としています。

〈第2項〉

住民投票には、住民投票の対象とする事項のほか、投票資格者や住民投票の実施に関する手続等をあらかじめ条例で定め、それに基づいて住民投票を実施する「常設型」と、事案ごとに住民投票の実施に関する手続についての条例を議会で議決するとする「個別設置型」があります。

この条例では、市政運営上の重要事項に関する住民投票の実施は、住民の代表である議会の判断に基づき行われる「個別設置型」を定めています。

〈第3項〉

市は、住民投票の結果を尊重した、慎重な検討を行い、意思決定することが求められます。

### 第3節 協働

(協働の推進)

第22条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはならない。

#### 【解説】

第22条は、市が協働を推進するための環境づくりとしての役割を明示するとともに、市民自らの考えに基づく自発的な活動への市の配慮を規定しています。

本格的な地方分権型社会への構造転換が図られること等により、多様化する市政の課題や地域の課題に適切に対応するためには、市民と市が、又は市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成に向け、共に取り組む「協働」が不可欠です。そのために、市は、協働を推進する仕組みづくり及び活動の支援を積極的に行うこととしています。

また、市は、協働を推進するために、情報提供・相談・研修等の支援を行うときは、市民の自立性、自発性を尊重するように留意しなくてはなりません。

関連条例等

自治と協働の基本指針～みんなで こっしやえよう うまげな高松～  
(平成23年3月策定)

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/12386.html>

高松市協働のまちづくり推進ガイド (平成23年10月策定)

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/18414.html>

(地域コミュニティ協議会)

第23条 市は、市民主体の自治を推進するため、次項に規定する地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

2 市民は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため、地域コミュニティ協議会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。次項において同じ。）を設置することができる。

3 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

#### 【解説】

第23条は、協働のパートナーであり、地域のまちづくりに主体的に取り組む地域コミュニティ協議会について規定しています。

〈第1項〉

市は、地域コミュニティ協議会（定義は第2項で明記しています。）の自主性・自立性を尊重しながら、その活動を支援することとしています。

支援の具体的な方法として、活動の場の提供や交付金の交付等を行っています。

関連条例等

コミュニティセンター条例（平成17年高松市条例第155号）

コミュニティセンター条例施行規則（平成18年高松市規則第5号）

〈第2項〉

市民は、地域の課題等を自主的・自立的に解決するため、一つの地域に一つの地域コミュニティ協議会を設置することができます。ここでいう「共同体意識の形成が可能な一定の地域」とは、主に小学校区を基準とした、地区（校区）のことです。

当該地域に居住する住民及び所在する法人、その他の団体は、自動的にその地域コミュニティ協議会の構成員となります。また、当該地域に居住していない通勤、通学者は、所属する法人や団体を通じて、地域コミュニティ協議会の構成員となります。

地域コミュニティ協議会は、地域を代表する任意の自治組織ですが、地域コミュニティ協議会に対して権限の付与や財政支援を行うため、一定の要件を設け、市長が認定することとしています。

関連条例等

地域コミュニティ協議会の認定に関する規則

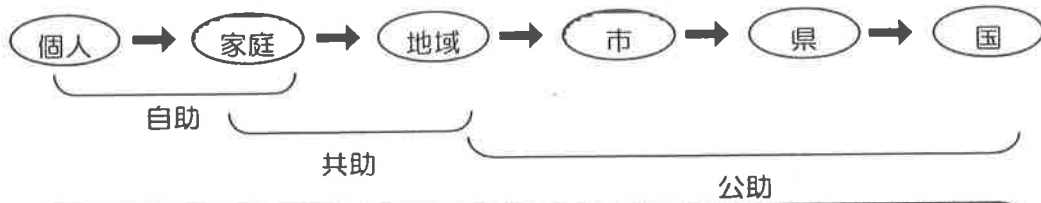


〈第3項〉

地域コミュニティ協議会は、補完性の原理に基づいて、自治運営の担い手としての責任能力、自主性、自立性をもって地域のまちづくりに取り組まなければなりません。

補完性の原理とは、「政策決定は、より影響を受ける市民・コミュニティ等に、より近いレベルで行われるべきだ」という原理、つまり、問題はより身近なところで解決されなければならない」という考え方です。

〈補完性の考え方のイメージ〉



自 助：個人や家庭でできることは、自分たちで解決する。  
共 助：個人や家庭で解決できないような地域課題を、地域で解決する。  
公 助：個人や家庭、地域で解決できないようなことは、行政が担う。

(市民活動団体)

第24条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

**【解説】**

第24条は、市が、市民活動団体を協働のパートナーとして、その活動を尊重し、支援することを規定しています。

市民活動団体とは、特定非営利活動法人（NPO法人）やボランティア活動団体等非営利の社会貢献活動を行う団体をいい、法人格の有無は問いません。

少子高齢化や、情報化、グローバル化等が進む中、行政だけで多様化・複雑化する市民ニーズや課題に対応することが難しくなっています。そこで、専門性や柔軟性等の特性を持ち、行政の持つ公平性や、企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取組が可能な市民活動団体の役割が重要になってきます。

このことを踏まえ、市は、市民活動団体の自主性・自立性を尊重しながら、その活動を支援することとしています。

支援の具体的な方法として、高松市市民活動センター（地域政策課所管）での活動の場の提供や協働企画提案事業の実施等を行っています。

関連条例等

NPOと行政との協働に関する基本計画（平成19年4月改訂）

高松市自治と協働の基本指針（平成23年3月策定）

高松市協働のまちづくり推進ガイド（平成23年10月策定）

## 第4節 行政運営

(総合計画)

第25条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するものとする。

3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。

### 【解説】

第25条は、総合計画の策定と、その策定過程への市民の参画や計画推進に関する事項を規定しています。

〈第1項〉

市長は、総合的・計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定することとしています。総合計画とは、市が定める最上位に位置付けられる長期的計画をいいます。

本市では、現在、「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を目指すべき都市像として、平成20年度（2008年度）から27年度（2015年度）までを期間とする第5次高松市総合計画を策定し、推進しています。

関連条例等

高松市総合計画審議会条例（昭和47年高松市条例第3号）

高松市総合計画の策定及び実施規程（昭和46年高松市規程第19号）

〈第2項〉

市長は、総合計画の策定をするときは、本条例の自治の基本理念と基本原則に基づき、市民に参画してもらうよう、多様な機会を設けることとしています。

詳細は、市政への参画（第18条）を参照してください。

〈第3項〉

執行機関は、総合計画の内容を、効果的、着実に推進するために、適切な進行管理を行い、その状況を市民へ公開することとしています。

(財政運営)

第26条 市長は、長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な政策等の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に、分かりやすく公表しなければならない。

3 執行機関は、出資法人（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいう。）に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行うものとする。

**【解説】**

第26条は、自治を推進するための財政的裏付けとなる財政運営の諸事項について規定しています。

〈第1項〉

市長は、長期的な視点に立ち、財政状況を見据えた予算措置を行うとともに、効率的で効果的な政策を行うことで、健全な財政運営に努めなければならないとしています。

関連条例等

高松市予算規則（昭和39年高松市規則第35号）

〈第2項〉

市長は、財政状況の内容を市民に分かりやすいものにして公表することで、市民の理解と協力を得ながら、財政運営を進めていかななくてはなりません。

〈第3項〉

執行機関は、関与が大きい出資法人に対して、その設立目的に沿った適切な運営等の視点から、必要な指導等を行うとしています。

関連条例等

高松市外郭団体の運営等指導基準（平成16年9月13日制定）

(説明責任等)

第27条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。

### 【解説】

第27条は、市民参画や協働を推進する上での前提となる、執行機関の説明責任と意見等への対応について規定しています。

#### 〈第1項〉

市民が市と情報を共有し、市政への参画や協働を進めていくために、執行機関は、市民に対して、市政に関する施策の立案、実施、評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民が理解できるよう、分かりやすく説明しなければならないとしています。

#### 〈第2項〉

執行機関は、市民からの市政に関する意見、要望、苦情等について、速やかにかつ誠実に対応しなければならないとしています。

ただし、単なる誹謗や中傷は除きます。

(行政手続)

第28条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

#### 【解説】

第28条は、行政運営の公正と透明性を確保し、市民の権利利益を保護することを目的として、行政手続について規定しています。

執行機関は、行政手続についての基本的な事項の整備を図ることによって、行政上の意思決定について、その内容や過程を市民にとって公正で、明らかなものとし、市民の権利利益の保護に努めます。

ここでいう「別に条例で定めるところ」とは、高松市行政手続条例（平成8年高松市条例第4号）及び高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年高松市条例第39号）のことです。

関連条例等

高松市行政手続条例（平成8年高松市条例第4号）

高松市行政手続条例施行規則（平成8年高松市規則第4号）

高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

（平成16年高松市条例第39号）

高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

（平成16年高松市規則第60号）

(行政評価)

第29条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。

### 【解説】

第29条は、執行機関の業務の実施結果に関し、その達成度や成果、執行状況等の妥当性を判断する手段としての行政評価について規定しています。

〈第1項〉

執行機関は、施策や事業等の成果を市民に分かりやすく説明するため、「どのような目標のもと、どれだけのコストをかけて、どのような成果を挙げたか」を数値で表すなど、可視化した行政評価を実施し、以後の施策等に生かします。

評価の方法には、執行機関で行う内部評価と、市民等第三者が評価を行う外部評価の仕組みを設けることとしています。

〈第2項〉

執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、今後の施策や事業等に適切に反映しなければなりません。

本市では、行政評価システムの構築を行い、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のマネジメントサイクルによる進行管理を行っています。この行政評価システムを運用することにより、市民へのアカウントビリティ（説明責任）の向上や市民の行政サービスに対する満足度の向上、職員の意識改革、効率的な行政運営に努めています。

関連条例等

高松市行政評価システム基本方針（平成22年10月策定）

(外部監査)

第30条 市長は、適正で効果的な市政運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部監査を実施するものとする。

【解説】

第30条は、適正で効果的な市政運営を確保するため、外部監査の実施について規定しています。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査があります。（地方自治法第252条の27第1項）

中核市である本市は、包括外部監査を義務付けられています。（同法第252条の27第2項）そのため、市長は毎年度、包括外部監査を行う者と契約をして、監査を実施します。

包括外部監査の目的は、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」こと（同法第2条第14項）及び「組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図る」こと（同法第2条第15項）です。

また、住民から個別外部監査による監査の請求・要求があったときには、監査委員が外部監査相当の適否を決定し、相当である場合に、市長は個別外部監査を行う者と契約します。（同法第252条の27第3項）

なお、外部監査とは別に、内部監査の制度（定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、住民監査請求による監査等）があります。

関連条例等

高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例

（平成11年高松市条例第2号）

高松市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年高松市規則第15号）



(公益通報)

第31条 執行機関は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない。

**【解説】**

第31条は、市政の適法で公正な運営を確保するため、執行機関内における公益通報制度の整備について規定しています。

公益のために通報を行った労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するため、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）が制定されていますが、執行機関は、この法律に基づき、正規職員からの通報を受けるための制度を作り、通報を行った職員が不利益を受けないように必要な措置をとらなければならないとしています。

通報を受けるための制度の整備をこの条例で規定することにより、本市における違法な状態の発生防止や、是正が図られることが期待され、市民の信頼につながっていきます。

(政策法務)

第32条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

#### 【解説】

第32条は、市の、市政課題に対応した自主的な政策等の実行に際しての、法律等の適正な解釈や条例等の制定について規定しています。

市は、市政の課題に適切に対応するため、市に関係する法律等を正しく解釈し、運用を図ることとします。また、市民の視点に立ったニーズにあった条例等の整備を積極的に行っていくこととします。

本条の「地方自治の本旨」とは、法律による明確な定義はされていませんが、通説では、「地方自治の本来の在り方」のことで、「団体自治」と「住民自治」を指すとされています。

この政策法務を条例に加えた背景には、地方分権が進展する中、地域の特性を生かした市政運営を行うため、地方公共団体において、今まで以上に主体的な政策立案とその実行が重要になってきていることがあります。

関連条例等

高松市行政文書管理規程（平成25年高松市規程第17号）

高松市公用文規程（平成元年高松市規程第6号）

(行政組織の編成)

第33条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

**【解説】**

第33条は、執行機関の組織の編成に当たっての考え方について規定しています。

執行機関は、社会情勢の変化等に伴い発生する新たな課題や、多様な市民ニーズに素早く柔軟に対応するため、機動的で効率的な行政組織を、市民から見た分かりやすさも配慮して編成するとともに、各局・課が相互に横断的な連携を図ることとしています。

本市では、毎年度、必要に応じて組織機構の見直しを行っています。

なお、「高松市職員人財育成ビジョン（平成21年2月策定）」において、人と組織を切り離して考えることは効果的でないとして、職員人財育成ビジョン（人）と行財政改革計画（組織）が相互連携・補完する形をとるようにしています。

関連条例等

高松市職員人財育成ビジョン（平成21年2月策定）

第6次高松市行財政改革計画（平成25年度～平成27年度）

(危機管理体制の整備等)

第34条 市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

#### 【解説】

第34条は、緊急事態における市民の安全・安心を確保するため、市における危機管理体制の整備等について規定しています。

市は、緊急の事態が発生した時でも市民の安全性を確保するため、日ごろから全庁的に連携し、速やかに活動できる体制を整えておくことはもちろん、市民や関係機関と連携・協力することとしています。

ここでいう「緊急の事態」とは、自然災害等、武力攻撃事態等のほか、市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害を及ぼす事件・事故等（テロ等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事件、事故等（環境汚染、感染症、市施設や教育施設での事件・事故、イベント等における事件・事故、情報システムへの脅威、異常湧水等）を指しています。

関連条例等

高松市防災会議条例（昭和38年高松市条例第16号）

高松市災害対策本部条例（昭和38年高松市条例第18号）

高松市危機管理指針（平成22年3月策定）

災害時要援護者支援に関する手引書（平成20年10月策定）

高松市新型インフルエンザ等対策本部条例

（平成25年高松市条例第8号）

(国及び他の地方公共団体との連携・協力)

第35条 市は、国及び他の地方公共団体と連携・協力して、共通する課題の解決に努めなければならない。

**【解説】**

第35条は、市は、国・県・近隣自治体と共通課題の解決を図るため、それらとの連携・協力することについて規定しています。

市は、広域にまたがる課題や、本市だけでは解決が難しい課題等に対応するため、国や香川県、近隣の自治体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

対象となる課題としては、環境・福祉・産業・観光・防災・交通に関する問題等が考えられます。

## 第4章 条例の見直し等

(条例の検証)

第36条 市は、この条例の趣旨に照らして、自治運営の状況を把握し、検証するため、別に条例で定めるところにより、高松市自治推進審議会を置く。

### 【解説】

第36条は、この条例が適正に運用・実施されているかを検証するため、高松市自治推進審議会を置くことを規定しています。

この条例の定める自治の基本理念や基本原則に基づいた自治運営が行われているかといった状況や効果を把握・検証するため、外部の人で構成する「高松市自治推進審議会」を設置します。

自治運営の状況や効果の検証対象としては、例えば、情報の共有や公開、個人情報保護に関する報告、本市が取り組んでいる参画と協働の状況等が考えられます。

ここでいう「別に条例で定めるところ」とは「高松市自治推進審議会条例（平成21年高松市条例第52号）」のことです。

関連条例等

高松市自治推進審議会条例（平成21年高松市条例第52号）

(条例の見直し)

第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

**【解説】**

第37条は、この条例に関し、社会情勢の変化等に適応させるため、その定期的な見直しについて規定しています。

この条例に盛り込まれた趣旨は、恒久的なものであり、本来容易に変更すべきものではありませんが、社会情勢が急速に変化している現状において、定期的に条例の内容について検討し、その結果等を踏まえ、見直し等を行うこととします。

このことは、高松市自治推進審議会条例第2条第2項において、自治推進審議会の所掌事項として定められています。

なお、見直しの期限は、議員と市長の任期である4年を超えない期間ごととしています。

関連条例等

高松市自治推進審議会条例（平成21年高松市条例第52号）

## 第5章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 【解説】

第38条は、この条例の施行に必要な事項は別に定めること（委任）を規定しています。

この条例の施行に当たって、必要な事項は、この条例のほかに規則等を定めることとしています。

ここで「別に定める」とあるのは、本市における委任条項の定型的な表現で、具体的項目を示すものではありません。